平成２６年（フ）第１６４４号
大阪市都島区都島中通２丁目８－６、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区北浜２丁目３番10号
破産者　株式会社ミッション・ブロードバンド
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９７号
広島市佐伯区美の里１丁目６番13号
破産者　有限会社プロハウス建築工房
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９９号
広島市中区基町６番27号広島バスセンター７階
破産者　株式会社オアシス
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１６号
東京都中央区湊３丁目13番３号銀泉湊ビル203号
破産者　株式会社Ｌａ　Ｖｉｔａ　Ｆｅｒｉｃｅ
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１９号
福岡市南区皿山４丁目15番14号
破産者　株式会社マツキ
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８８号
北海道函館市港町１丁目13番11号
破産者　有限会社ふうどエース
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
秋田県横手市黒川字落合116番地
破産者　有限会社柴田建築
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第８３号
茨城県桜川市真壁町亀熊2003番地18
破産者　有限会社イイムラ
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２９６号
茨城県筑西市丙98番地の３
破産者　有限会社大新洋装店
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１６４号
東京都小平市学園東町560番地の19
破産者　橋口　隆行
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６５号
東京都あきる野市留原674番地１あきる野ケアハウス303号、開始決定時の住所東京都三鷹市下連雀５丁目８番２－701号
破産者　塩見富佐恵
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４３号
東京都八王子市明神町４丁目27番13号メゾン・ド・コンセール302号
破産者　樺沢　福茂
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４４号
東京都東大和市南街２丁目15番地の８ハイブリッヂ中央103
破産者　有限会社山口興業
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４５号
埼玉県狭山市笹井２丁目36番９号
破産者　山口　秀人
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４６号
埼玉県狭山市笹井２丁目36番９号
破産者　山口美智子
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２６号
神奈川県横須賀市根岸町２丁目22番11号
破産者　株式会社Ｙ・Ｓ・Ｃ八嶋
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１号
松江市千鳥町26番地２
破産者　株式会社和興企画
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７０号
高知県安芸市庄之芝町364番地２
破産者　株式会社ＫＫ・コーポレーション
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６４４号
千葉県我孫子市緑１丁目11番24号
破産者　株式会社アオイ
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２００号
千葉市花見川区宮野木台４丁目16番６号　ラブリーパレス101号
破産者　松本　晋吾
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８９号
千葉市中央区椿森３丁目11番13号　コーポサンライズ202号
破産者　青柳　光春
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２７８号
栃木県鹿沼市玉田町１番地、開始決定時の住所栃木県宇都宮市上戸祭３丁目６番９号
破産者　佐藤　行雄
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係